

いじめ重大事態発生時の学校における対応

重大事態（いじめ防止対策推進法 28 条）

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(自死を企図、重大な障害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症など)
- いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(年間 30 日を目安、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する)

必要に応じて、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対応について相談を行い、支援を依頼すること。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省 H29.3) より

